

湊北地区の換地処分に伴い、湊町一丁目・二丁目の一部について

令和3年3月27日から住所が変わります。

◎ **住居表示の変更箇所**

〒986-0025

石巻市 湊町 ●丁目 ○番 ○号

※この部分が変わります。

◎ **変更となる方々について**

付近住民の皆様（湊町一丁目・二丁目及び川口町一丁目・二丁目の一部）を対象として事前に「通知書」をお送りしております。

通知書に

■変更**ある**場合 → 新しい住所番号

■変更**ない**場合 → 変更ありません

と記載されておりますので、ご確認ください。

◎ **本籍の表示について**

本籍の表示は変わりません。 本籍を変更されたい場合は転籍届が必要となります。

※本籍についての問い合わせは市民課（本庁舎2階）まで

◎ **街区表示板及び住居番号表示版の取り付けについて**

各街区の電柱等に街区表示板を設置します。また付近住民の皆様には住居番号表示板を配布させていただきました。新住所をわかりやすくするものですので、見やすい場所（門柱や外壁等）に取り付けてご活用ください。

※一部電柱等がないため、街区表示板が未設置の箇所もあります。

◎住居表示変更証明書の発行について

令和3年3月27日の住居表示変更に伴い、**16歳以上の住所変更対象となる方々**には、住居表示変更証明書を送付しております。住居表示に変更があったことを証明するものとなりますので、各種変更手続きの際にご活用ください。

内 容：氏名、施設又は事業所の名称・変更前後の住所、所在地・住居表示の変更期日を記載しています。

対象者：住所変更日までに住民登録を行っていた16歳以上の方、又は事務所を構えていた事業所

また**令和3年3月29日以降**については、

個人の方・・・市民課（本庁舎2階）

法人の方・・・地域協働課（本庁舎4階）

にて発行可能となります。発行手数料は無料となりますので、各窓口にある申請書に必要事項を記入して申請してください。

住居表示変更に際し、皆様からご協力をいただきありがとうございます。

今後も住みよい街にするため、ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

石巻市役所 代表 0225-95-1111

住所変更・・・・・・・・（個人）市民課（本庁2階）内線2313

・・・・・・・・（法人）地域協働課（本庁4階）内線4234

各種変更手続き・・・・・・・・各手続き担当課

（※「住居表示変更に伴う住所変更の手続きについて」参照）

区画整理事業・・・・・・・・区画整理課（大街道西一丁目12-8草刈ビル2階）内線5569
